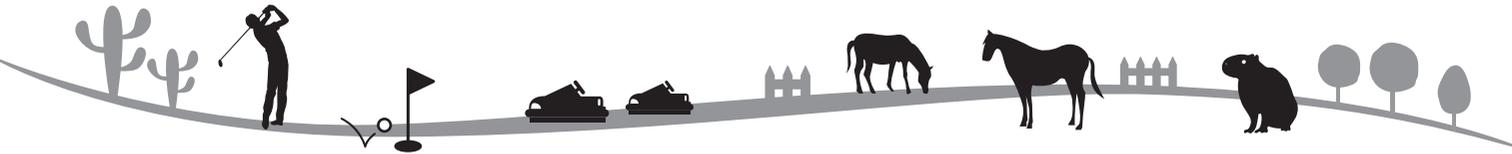


第48期 定時株主総会 招集ご通知



開催
日時

2023年6月28日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時15分）

開催
場所

東京都港区元赤坂2丁目2番23号
明治記念館「丹頂」の間

決議事項

- 第1号議案 株式併合の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役選任の件

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	11
連結計算書類	26
計算書類	34
監査報告書	42

伊豆シャボテンリゾート株式会社

証券コード：6819

2023年6月13日
(電子提供措置の開始日 2023年6月1日)

株 主 各 位

東京都港区南青山7丁目8番4号
伊豆シャボテンリゾート株式会社
代表取締役 北本幸寛
(証券コード：6819)

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。下記ウェブサイトにある「投資家の皆様へ」→「招
集通知」の順に選択してご覧ください。

当社ウェブサイト <http://www.izu-sr.co.jp/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧
書類/PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

議決権の事前行使にあたっては、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、
併せて議決権行使についてのご案内をご覧ください。2023年6月27日(火曜日)の午
後7時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日(水曜日) 午前10時(受付開始：午前9時15分)
2. 場 所 東京都港区元赤坂2丁目2番23号
明治記念館「丹頂」の間
(後記の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第48期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)
事業報告及び連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連
結計算書類監査結果報告の件
 2. 第48期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 株式併合の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役選任の件

以上

〈株主様へのお願い〉

- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本総会においては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

〈議決権行使の取扱いについてのご案内〉

- ①書面と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず電磁的方法（インターネット等）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ②電磁的方法（インターネット等）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ③代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ④各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

議決権の行使についてのご案内

<議決権行使等についてのご案内>

議決権の行使には以下の方法がございます。

- 

1 インターネットによる
議決権行使の場合

次頁をご参照ください

行使期限 2023年6月27日（火曜日）午後7時00分まで
- 

2 議決権行使書を
郵送する場合

各議案の賛否を
表示のうえ投函
(お早めにご投函ください)

行使期限 2023年6月27日（火曜日）午後7時00分到着分まで
- 

3 株主総会へ
出席する場合

議決権行使書用紙を
会場受付へ提出

株主総会開催日時 2023年6月28日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時15分）

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

ログインIDおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

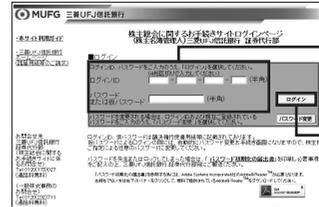


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」・「仮パスワード」をご入力ください。



ログインID、
仮パスワードを入力し、

「ログイン」をクリック

- 3 仮パスワードによるログインの際には、自動的にパスワード変更お手続き画面になりますので、株主さま任意のパスワードに変更してください。



新しいパスワード
を入力し、

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使について、
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話：0120-173-027

（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

当社の株価は291円、投資単位は29,100円（2023年5月25日現在）であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の水準である5万円以上、50万円未満の範囲を下回っております。本株式併合によってこの状況の改善を図るものであります。

2. 株式併合の内容

- (1) 併合する株式の種類及び割合
当社普通株式について2株を1株に併合
- (2) 株式併合の効力発生日
2023年10月1日
- (3) 効力発生日における発行可能株式総数
25,000,000株

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

第1号議案である「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、株式併合に伴い、併合割合を勘案し、普通株式に係る発行可能株式総数を変更するものであります。なお、上記発行可能株式総数の変更は、会社法第182条第2項に基づき、本株式併合の効力発生に伴って実施されるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
第6条（発行可能株式総数） 本会社の発行可能株式総数は50,000,000株とする。	第6条（発行可能株式総数） 本会社の発行可能株式総数は <u>25,000,000株</u> とする。

上記変更は、株式併合の効力発生日である2023年10月1日に効力を生ずるものとします。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては今後の事業拡大のため1名増員して取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式の数
1	北本 幸寛 (1970年6月14日生)	2000年8月 (株)ハートライン代表取締役就任 2007年6月 (株)クオンツ取締役就任 2008年9月 (株)クオンツ取締役退任 2014年11月 当社代表取締役社長就任（現任） 【重要な兼職の状況】 (株)伊豆シャボテン公園 取締役 (株)FLACOCO 取締役 (株)ウェブ 取締役	0株
2	吉村 浩太郎 (1977年5月22日生)	2014年11月 (株)伊豆シャボテン公園 代表取締役就任（現任） 2016年6月 当社取締役就任（現任） 【重要な兼職の状況】 (株)伊豆シャボテン公園 代表取締役	1,000株
3	栗原 謙 (1964年10月18日生)	1989年5月 (株)井出プロダクション (現(株)FLACOCO) 入社 2006年6月 (株)FLACOCO取締役就任 2008年6月 (株)FLACOCO代表取締役就任（現任） 2021年6月 当社取締役就任（現任） 【重要な兼職の状況】 (株)FLACOCO 代表取締役	0株
4	金良 姫 (1973年12月6日生)	2014年11月 当社社外取締役就任 2017年6月 当社取締役就任（現任） 2022年9月 (株)ニッサントラベル取締役就任（現任） 【重要な兼職の状況】 (株)ニッサントラベル 取締役	0株
5	酒井 貴雄 (1993年2月8日生)	2015年6月 山河企画(有)取締役就任（現任） 2017年9月 (株)エデン代表取締役就任（現任）	0株
6	江口 修司 (1959年7月30日生)	1983年4月 日興証券(株)（現SMBC日興証券(株)）入社 1999年12月 イー・トレード証券(株) （現SBI証券(株)）入社 2016年1月 宝和商事有限会社入社（現任） 2022年6月 当社取締役就任（現任）	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、取締役全員を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を

保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中で当該保険契約を更新する予定であります。

3. 江口修司氏は社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者の選任理由

江口修司氏は、既に約1年当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

江口修司氏は長年証券業界に従事しており、特に今後更なるM&Aに向け公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただけるものと期待しております。

5. 当社は、江口修司氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とし、本総会において、江口氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役結城昭二氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。あらためて監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式の株数
おだじまあきら 小田島章 (1951年1月14日生)	1999年4月 弁護士登録 1999年4月 天坂法律事務所入所 1999年10月 小田島法律事務所所長(現任) 2007年6月 エコナック(株)(現エコナックホールディングス(株)) 監査役就任(現任)	0株

- (注)
- 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 当社は、監査役全員を対象とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係る損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、候補者が原案通り選任され、監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。
 - 小田島章氏は、社外監査役候補者であります。
 - 小田島章氏は、弁護士の資格を有しており、豊富なキャリアに基づく法律に関する専門知識を当社監査体制に活かしていただきたく、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 - 当社は、小田島章氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定としております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とし、本総会において、同氏の選任が承認された場合、本契約を締結する予定であります。

第5号議案 補欠監査役選任の件

法令に定める監査役の員数が欠けた場合においても監査業務の継続性を維持するため、補欠の社外監査役に小林明隆氏を選任することをお願いしたいと存じます。

なお、小林明隆氏の補欠の社外監査役としての選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、これを取り消すことができるものといたします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、及び重要な兼職の状況	所有する 株式の株数
こばやしあきたか 小林明隆 (1951年3月14日生)	1976年4月 弁護士登録 1992年8月 一番町国際法律特許事務所開設（現任） 2005年6月 (株)アドバンスト・メディア取締役 エコナックホールディングス(株) 2010年6月 監査役就任（現任） 2010年6月 (株)アドバンスト・メディア監査役 2022年6月 NFKホールディングス(株) 監査役就任（現任）	1,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、監査役全員を対象とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係る請求による損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、候補者が原案通り選任され、監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中で当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。
3. 小林明隆氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
4. 小林明隆氏は、弁護士の資格を有しており、豊富なキャリアに基づく法律に関する専門知識を当社監査体制に活かしていただきたく、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 小林明隆氏が就任した場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の及び当社定款の規定による責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

以上

事業報告

第 48 期 (2022年 4 月 1 日から
2023年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染者数の減少に伴う行動制限の緩和により、個人消費が回復するなど持ち直しの動きが見られました。全国旅行支援などの影響もあり、観光地への来客数は回復傾向が見られます。一方世界的な金融引き締めや、長期化するロシアのウクライナ侵攻、エネルギー価格の高止まりによる電気料金の高騰など、先行きは不透明な状況は続いております。

このような状況の中で、当社が展開する各レジャー施設では、経営理念である「ステークホルダーと共に」及びブランドスローガンである「ご来園者の笑顔のために」のもとに、各施設の入園者数と売上確保に努めております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高33億90百万円（前期比40.8%増）、営業利益6億44百万円（前期比232.6%増）、経常利益6億93百万円（前期比221.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益4億77百万円（前期比145.4%増）となりました。

当社グループでは、以下の売上向上施策を行いました。

「アニタッチみなとみらい」は、2年目を迎えておりますが、依然として多くのお客様にご来場いただいております。動物も環境に慣れてきており、オニオオハシがお客様の腕に乗って記念撮影ができるような新たな試みを開始しております。

また、伊豆高原グランイルミは、一般社団法人夜景観光コンベンションビューロー・ぴあ株式会社主催の「第10回イルミネーションアワード」において、プロフェッショナルパフォーマンス部門1位を三年連続して獲得いたしました。

- (2) 設備投資等の状況
総額3億30百万円の設備投資を行いました。これは主に当社子会社である株式会社伊豆シヤボテン公園における建物及び構築物等への設備投資であります。
- (3) 資金調達の状況
当連結会計年度において、金融機関からの借入により4億円を調達しました。
- (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受の状況
該当事項はありません。
- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。
- (8) 対処すべき課題
- ①グループ全体における課題
- (ア) グループ知名度の向上
当社グループは、1年間で約180万人のお客様をお迎えする施設を有しております。今後の当社グループの成長のためには、当社施設をまだご存じない方々に向けて認知度を上げ、足を運んでいただけるような施策を講じていくかが重要な課題であると考えております。
- (イ) 人材の確保
人事・賃金制度や研修等の見直しにより、優秀な人材の確保と従業員の成長を図り、今後の雇用環境の変化に対処し、より複雑化・高度化する業務に適切に処理できる組織力を培うことが重要な課題であると考えております。
- (ウ) コンプライアンスの推進
当社グループは、ステークホルダーとの信頼関係を築いてまいりました。一度の法令違反により、これらの信頼関係を瓦解させ、ひいては企業経営に多大なダメージを与えることとなります。このため、当社は役職員に対し、高い倫理観と社会的責任に基づいて行動

する企業風土の確立を指導するとともに、適宜外部専門家との情報交換を行うことにより、法令・定款違反行為を未然に防止することが重要な課題であると考えております。

②事業における課題

(ア) 魅力的な運営施設への改善

アニタッチみなとみらいや、伊豆ぐらんぱる公園における「伊豆高原グランイルミ」などの新規設備投資、また老朽化した設備の修繕などを行い、更なる運営施設の全般的な魅力向上に努めることが、集客力の強化の課題となっております。

(イ) イベントの拡充

当社グループの運営施設はカピバラの露天風呂をはじめとした様々なイベントを開催しております。ご来園いただいたお客様の顧客満足度の向上を図るイベントを筆頭に、そのイベントによって集客を図ることができる話題性のあるイベントなど魅力的なイベントを拡充することが、集客力の強化の課題となっております。

(ウ) 物販の拡充

魅力的なオリジナル商品の企画開発・販売を行い、各運営施設の売上向上やオリジナル商品の販売を通じての各運営施設、及びインターネット通販サイトである伊豆シャボテン本舗の知名度向上を図ることが、施設集客力の強化の課題となっております。

(エ) 接客などサービスレベルの向上

各運営施設のスタッフによるきめ細やかなサービスの提供を通じて、顧客満足度の向上を図ることが、集客力の強化の課題となっております。

(オ) 効果的な宣伝広告の実施

各運営施設は施設コンセプトが異なることから、広告媒体の選別を行い、ゴールデンウィークや夏休み、年末年始や春休みなどの各繁忙期に向けてそれぞれに効果的な宣伝を行うことが、集客力の強化の課題となっております。

(カ) 新事業形態の認知度向上

アニタッチみなとみらいについては、SNS等を通じて当社グループの運営であることをさらに周知してまいりたいと考えております。アニタッチみなとみらいへ来園いただいたお客様に伊豆の各施設へご来訪いただけるよう相互の施設の認知度を高めていくことが、集客力の強化の課題となっております。

(9) 財産及び損益の状況

区 分	年 度	第45期 (2019.4.1～ 2020.3.31)	第46期 (2020.4.1～ 2021.3.31)	第47期 (2021.4.1～ 2022.3.31)	第48期 (当期) (2022.4.1～ 2023.3.31)
売 上 高 (百万円)		2,956	2,149	2,407	3,390
経 常 利 益 (百万円)		323	168	215	693
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		150	287	194	477
1 株当たり当期純利益 (円)		5.29	10.10	6.83	16.75
総 資 産 (百万円)		2,812	3,527	3,752	4,947
純 資 産 (百万円)		2,290	2,578	2,782	3,278
1 株 当 たり 純 資 産 (円)		80.45	90.56	97.73	114.72

- (注) 1. 記載金額（1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を除く）は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 第47期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、第47期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。



(10) 重要な子会社の状況

(i) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社伊豆シャボテン公園	50百万円	100.0%	テーマパーク等の運営
株式会社FLACOCO	10百万円	100.0%	テレビCMの企画・制作

(ii) 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(iii) 持分法適用会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ウェブ	10百万円	20.0%	結婚に関するコンサルタント業

(iv) 企業結合の経過

該当事項はありません。

(V) 企業結合の成果

当社の連結子会社は上記の重要な子会社に記載の2社であります。

当期の連結売上高は33億90百万円（前期比40.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4億77百万円（前期比145.4%増）であります。

(11) 主要な事業内容

事業部門	主要な事業内容
レジャー事業	テーマパーク等の運営等

(12) 主要な営業所

(i) 当社本社

(東京都港区)

(ii) 子会社 株式会社伊豆シャボテン公園

(静岡県伊東市)

(13) 従業員の状況

(i) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
138名	24名増

(ii) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7名	一名	38.6歳	9.0年

(14) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社静岡銀行	515,830 千円
株式会社日本政策金融公庫	200,000 千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 28,470,889株 (自己株式25,648株を除く。)
- (3) 株主数 13,233名
- (4) 大株主一覧 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
山河企画有限会社	2,719,500株	9.55%
株式会社RND	1,400,000株	4.92%
ロイヤル観光有限会社	1,300,000株	4.57%
有限会社MBL	1,250,000株	4.39%
株式会社広共	1,000,000株	3.51%
株式会社広共コーポレーション	936,900株	3.29%
株式会社大富	770,000株	2.70%
株式会社ケプラム	500,000株	1.76%
株式会社BEC	500,000株	1.76%
東拓観光有限会社	500,000株	1.76%

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数を基準に算出し小数点以下第3位を四捨五入しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

- ・新株予約権の数
10,000個
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式1,000,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次 (行使価額)	行使期限	個数	保有者数
取締役（社外取締役及び監査役を除く）	第8回 (11,000円)	2024年7月1日 ～2029年6月30日	3,400個	3名

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

- ・発行した新株予約権の数
10,000個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式1,000,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額
払込みを要しない
- ・新株予約権の行使価額
1個あたり 11,000円
- ・新株予約権の行使期間
2024年7月1日から2029年6月30日まで
- ・その他取得の条件
当社は、新株予約権の割当てを受けた者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を取得することができる。この場合、当該新株予約権は無償で取得する。
- ・当社従業員、当社子会社役員及び従業員に交付した新株予約権の区分別合計

	新株予約権の数	交付対象者数
当社従業員（当社役員を除く）	1,000個	2名
当社子会社の役員及び従業員 （当社の役員及び従業員を除く）	5,600個	14名

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2023年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	北 本 幸 寛	(株)伊豆シャボテン公園取締役 (株)FLACOCO取締役 (株)ウェブ取締役
取 締 役	吉 村 浩 太郎	(株)伊豆シャボテン公園代表取締役
取 締 役	栗 原 謙	(株)FLACOCO代表取締役
取 締 役	金 良 姫	(株)ニッサントラベル取締役
取 締 役	江 口 修 司	
監 査 役	白 石 孝 誼	
監 査 役	大 箸 郁 夫	
監 査 役	結 城 昭 二	

- (注) 1. 取締役江口修司氏は、社外取締役であります。
2. 監査役大箸郁夫及び結城昭二の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役大箸郁夫氏は、弁護士資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役大箸郁夫氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 決算期後の取締役及び監査役の異動
該当事項はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を定めており、その概要は、現状の当社の規模などを鑑みた結果、取締役個人の報酬等については、固定額報酬のみとすることとなっています。また、決定方針の決定方法は、社外取締役等の協議を経たうえで代表取締役に一任することとしています。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1992年6月26日開催の第17期定時株主総会において年額20,000万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名です。

監査役の金銭報酬の額は、1992年6月26日開催の第17期定時株主総会において年額3,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。また別枠で2022年6月28日開催の第48回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年間1億円以内（社外取締役を除く）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役1名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長北本幸寛が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰し、各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役との協議を経た後に決定する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等 (ストック・ オプション)	
取締役 (うち社外取締役)	35,216 (1,200)	31,130 (1,200)	— (—)	4,086 (—)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	4,200 (2,400)	4,200 (2,400)	—	—	3 (2)

(注) 上記のほか社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬はありません。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社の関係
該当事項はありません。

- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

- ③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主 な 活 動 状 況
取締役	江口 修司	社外取締役就任後開催の取締役会には12回中11回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
監査役	大箸 郁夫	当事業年度開催の取締役会には14回中14回に出席し、また当事業年度の監査役会12回のうち12回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
監査役	結城 昭二	当事業年度開催の取締役会には14回中14回に出席し、また当事業年度の監査役会12回のうち12回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

KDA監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(i) 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

14,500千円

(ii) 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

14,500千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人KDA監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は100万円以上であらかじめ定めた額又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、2006年5月26日開催の取締役会において下記のとおり基本方針を定めました。その後2015年5月14日開催の取締役会において一部を改訂いたしました。改訂後の内容は下記のとおりです。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を当社グループの役職員が法令・定款及び社会規模を遵守した行動を取るための行動規範として設ける。
 - ②その周知・徹底を図るため、経営企画室においてコンプライアンスの取り組みを横断的に総括することとし、同室を中心に役職員教育を行う。
 - ③代表取締役直轄の内部監査部門を設置し、経営企画室と連携のうえ、コンプライアンス体制遂行の状況を監視する。
 - ④定期的に取り締り役会及び監査役会に報告するものとする。法令上疑義のある行為等については従業員が内部監査部門への直接情報提供を行う手段として、ホットラインを設置・運営する。
 - ⑤当社グループは、社内外に窓口を置く内部通報制度を設け、当社グループにおける法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ①文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存する。
 - ②取締役及び監査役並びに内部監査部門は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスクの監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。
 - ②新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①取締役会は取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標を定め、当社及び当社子会社に周知する。
 - ②社内規程に基づく会社の権限分配・意思決定ルールによる権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、IT を活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業連会議の効率化を実現するシステムを構築する。
- (5) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①取締役会は取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標を定め、当社及び当社子会社に周知する。
 - ②グループ企業間との緊密な連絡体制の構築とグループ経営会議を開催し、担当部門より取締役会及び監査役会への報告を行う。
 - ③各グループ会社が当社のコンプライアンス規定と同等の規程を制定することを通じて、企業倫理の確立並びにコンプライアンス体制及びリスク管理体制の構築を図る。
 - ④各グループ会社からの内部通報は、当社の社長、監査役、外部弁護士等に直接通報できるものとする。
- (6) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①監査役は、内部監査部門所属の使用人を監査役との連絡事務局とし、監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、その結果を監査役会に報告するものとする。
 - ②監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、内部監査部門長等の指揮命令を受けないものとする。
 - ③当該使用人の任命、異動等については、常勤監査役の同意を得たうえで決定するものとする。当該使用人の人事考課は監査役が行うものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制
- ①取締役又は内部監査部門の使用人は、監査役会に対して、取締役会や当社経営会議、グループ経営会議等の法定の事項に加え、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。
 - ②報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。

(8) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会と代表取締役社長及び内部監査部門との間の定期的な会合を設定するとともに、連絡を密にすることで適宜課題抽出・解決案策定等の意見交換を行う。
- ② 監査役会は会計監査人と、定期的な情報交換等の連携を図り会計監査人より会計監査内容の説明を受ける。
- ③ 当社グループは監査役が必要と認めるときは、監査役の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用するなど必要な監査費用を認める。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社及びグループ各社の使用人に対し、必要なコンプライアンスについて、会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを行っております。

③ 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施いたしました。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	2,188,506	流 動 負 債	634,169
現金及び預金	1,905,907	買掛金	52,951
売掛金	148,121	未払金	197,729
商品等	50,190	前受金	13,980
その他	84,286	預り金	7,027
固 定 資 産	2,758,654	1年以内返済予定の長期借入金	29,048
有 形 固 定 資 産	2,006,564	未払法人税等	195,768
建物及び構築物	1,548,333	賞与引当金	34,533
機械及び装置	116,836	その他	103,131
土地	78,084	固 定 負 債	1,034,659
建設仮勘定	171,069	退職給付に係る負債	227,877
その他	92,240	リース債務	62,586
無 形 固 定 資 産	20,916	長期借入金	686,782
ソフトウェア	10,538	その他	57,414
その他	10,377	負 債 合 計	1,668,829
投資その他の資産	731,173	純 資 産 の 部	
関係会社株式	191,703	株 主 資 本	3,252,898
投資有価証券	205,204	資本金	100,000
長期化営業債権	3,156	資本剰余金	425,232
破産更生債権等	754	利益剰余金	2,739,912
繰延税金資産	61,641	自己株式	△12,246
その他	272,623	その他の包括利益累計額	13,414
貸倒引当金	△3,911	その他有価証券評価差額金	13,414
		新 株 予 約 権	12,018
資 産 合 計	4,947,160	純 資 産 合 計	3,278,331
		負債及び純資産合計	4,947,160

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
売 上 高	千円	千円
売 上 原 価		3,390,266
売 上 総 利 益		685,527
販売費及び一般管理費		2,704,739
営 業 利 益		2,060,617
営 業 外 収 益		644,121
受 取 利 息	30	
受 取 賃 貸 料	1,686	
受 取 手 数 料	17,631	
補 助 金 収 入	25,292	
そ の 他	32,565	77,207
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,208	
持分法による投資損失	21,942	
そ の 他	4,923	28,074
経 常 利 益		693,254
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2,489	
受 取 保 険 金	2,909	
訴訟損失引当金戻入額	4,321	9,720
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	76,139	76,139
税金等調整前当期純利益		626,835
法人税、住民税及び事業税	216,395	
法人税等調整額	△66,582	149,812
当 期 純 利 益		477,022
親会社株主に帰属する当期純利益		477,022

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	100,000	425,232	2,262,889	△12,146	2,775,976
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			477,022		477,022
自 己 株 式 の 取 得				△100	△100
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	477,022	△100	476,922
当 期 末 残 高	100,000	425,232	2,739,912	△12,246	3,252,898

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	6,618	6,618	—	2,782,594
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				477,022
自 己 株 式 の 取 得				△100
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	6,796	6,796	12,018	18,815
当 期 変 動 額 合 計	6,796	6,796	12,018	495,737
当 期 末 残 高	13,414	13,414	12,018	3,278,331

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連 結 注 記 表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 …………… 合計 2 社
(国内 2 社)

連結子会社の名称

株式会社伊豆シャボテン公園

株式会社FLACOCO

- (2) 非連結子会社 …………… 0 社

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用関連会社数 …………… 1 社

持分法適用関連会社の名称

株式会社ウェブ

- (2) 持分法非適用非連結子会社及び関連会社数 …… 0 社

3. 会計方針に関する事項

イ. 重要な資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

- (2) 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品 最終仕入原価法

ロ. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

- (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

八. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込み額に基づき計上しております。

二. その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付に係る負債の対象従業員が、300名未満でありますので、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当連結会計年度末自己都合要支給額としております。

(2) 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

① (1) 入園チケットに係る収益認識

(2) 商品販売及び飲食等に係る収益認識

(3) 受託販売に係る収益認識

(4) テナント契約に係る収益認識

②収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、以下の5つのステップアプローチを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点（又は充足するにつれて）収益を認識する

レジャー事業

レジャー施設の提供、施設内での商品・飲食等の販売、受託商品の販売、テナント施設での販売を履行義務としております。入園・販売された時点で収益を認識しております。

(3) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

会計方針の変更に関する注記

会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

関係会社株式の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

関係会社株式 191,703千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

投資有価証券の評価に当たっては、投資時の事業計画と実績を比較してその達成状況を把握するとともに、外部経営環境等を勘案して、今後の事業計画の実現可能性を評価し、その超過収益力等の毀損の有無を判断しています。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

投資先の実績等が投資時の計画を下回った場合などは、超過収益力が毀損したと判断し、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,691,254千円 |
| 2. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 | 6,459千円 |

連結損益計算書に関する注記

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 3,390,266千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	28,496,537	—	—	28,496,537

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組指針

当社グループは、資金運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、他に貸付けを行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動に晒されております。これについては時価や発行体の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	204,404	204,404	—
資産計	204,404	204,404	—
長期リース債務	62,586	62,266	△319
長期借入金 (1年以内長期借入金 を含む)	715,830	709,311	△6,518
負債計	778,416	771,577	△6,838

(注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含めておりません。

区 分	連結貸借対照表計上額(千円)
投資有価証券 (非上場株式)	800
関係会社株式 (非上場株式)	191,703

3. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期リース債務

新規に同様のリース取引等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

1 株当たり情報注記

1. 1株当たり純資産額	114円72銭
2. 1株当たり当期純利益	16円75銭

重要な後発事象に関する注記

当社は、株式会社伊豆ドリームビレッジとの間で、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社伊豆ドリームビレッジを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことについて、2023年2月15日に当社と株式会社伊豆ドリームビレッジとの間で締結された基本合意に基づき協議し、2023年2月15日の両社の取締役会において株式交換契約（以下「本株式交換契約」という。）の締結を承認し、本株式交換契約を締結いたしました。

そして、2023年4月4日開催の臨時株主総会において、本株式交換契約について株主様のご承認をいただき、株式会社伊豆ドリームビレッジは当社の連結子会社となりました。なお、本株式交換の効力発生日は4月5日です。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	113,794	流 動 負 債	33,186
現金及び預金	102,770	未払金	10,294
売掛金	2	未払法人税等	11,394
前払費用	5,651	未払費用	1,302
その他の	5,369	預り金	1,660
固 定 資 産	733,885	賞与引当金	2,914
有 形 固 定 資 産	134,932	その他の	5,619
建物及び構築物	134,499	固 定 負 債	177,883
工具器具備品	432	資産除去債務	26,179
無 形 固 定 資 産	21	退職給付引当金	11,468
ソフトウェア	21	長期借入金	140,000
投資その他の資産	598,931	その他の	235
関係会社株式	372,502	負 債 合 計	211,069
投資有価証券	204,404	純 資 産 の 部	
敷金・保証金	14,835	株 主 資 本	615,819
繰延税金資産	3,445	資 本 金	100,000
その他の	4,498	資 本 剰 余 金	425,232
貸倒引当金	△754	資本準備金	186,500
		その他資本剰余金	238,732
		利 益 剰 余 金	102,833
		その他利益剰余金	102,833
		繰越利益剰余金	102,833
		自 己 株 式	△12,246
		評価・換算差額等	8,771
		その他有価証券評価差額金	8,771
		新 株 予 約 権	12,018
資 産 合 計	847,679	純 資 産 合 計	636,609
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	847,679

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(2022年 4 月 1 日 から
2023年 3 月 31 日 まで)

科 目	金 額
高 上 原 価	千円 233,493
高 上 原 価	千円 24,959
売 上 総 利 益	208,534
販売費及び一般管理費	188,944
営 業 利 益	19,589
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	0
そ の 他	812
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,399
そ の 他	8
経 常 利 益	18,994
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	89
税 引 前 当 期 純 利 益	18,904
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	11,038
法 人 税 等 調 整 額	△8,386
当 期 純 利 益	16,253

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	100,000	186,500	238,732	425,232	86,580	86,580	△12,146	599,666
当 期 変 動 額								
当 期 純 利 益					16,253	16,253		16,253
自己株式の取得							△100	△100
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	16,253	16,253	△100	16,152
当 期 末 残 高	100,000	186,500	238,732	425,232	102,833	102,833	△12,246	615,819

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	3,301	3,301	—	602,968
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益				16,253
自己株式の取得				△100
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	5,469	5,469	12,018	17,488
当 期 変 動 額 合 計	5,469	5,469	12,018	33,640
当 期 末 残 高	8,771	8,771	12,018	636,609

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個 別 注 記 表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付引当金の対象従業員が、300名未満でありますので、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末自己都合要支給額としております。

4. 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社は、経営指導料等について、サービスの提供に応じて収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

会計方針の変更に関する注記

会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる、計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 372,502千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、関係会社株式については市場価格がない株式であることから、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額として減損処理を行っております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

当事業年度において、関係会社株式に係る取得原価と実質価額の状況を把握した結果、実質価額の著しい下落は生じておりませんが、将来の不確実な経済条件の変動により、関係会社株式の実質価額を著しく低下させる事象が生じた場合、翌事業年度の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性がございます。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する資産及び負債

未収入金	395千円
未払金	1,222千円
長期借入金	140,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 273,202千円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引	
売上高	231,000千円
営業取引以外の取引高	
営業外収益	一千円
営業外費用	1,399千円

2. 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 191,493千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	24,918	730	—	25,648

(注) 自己株式の増加株式数は、単元未満株式の買い取りによるものであります。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳（単位：千円）

繰延税金資産	
投資有価証券評価損	216,270
減価償却超過額	1,400
その他	55,921
繰延税金資産小計	273,592
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△21,042
将来減算一時差異等の合計額に係る評価性引当額	△237,466
評価性引当額小計	△258,508
繰延税金資産合計	15,083
<hr/>	
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	6,696
その他有価証券評価差額金	4,941
繰延税金負債合計	11,638
繰延税金資産の純額	3,445

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月21日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	株式会社 伊豆シャボテン公園	直接 100.0%	兼任 2名	資金融資 営業上 の取引	経営指導料(注)1	189,000	未収入金	395
					不動産の賃貸(注)2	42,000	未払金	1,184
					借入金利息(注)3	1,399	長期借入金	140,000
子会社	株式会社 FLACOCO	直接 100.0%	兼任 2名	資金融資 営業上 の取引	グループ通算税効果額 (注) 4	—	未払金	38

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料については、相手会社との交渉の上、役務の提供に見合う価格になっております。なお取引金額については、消費税等は含まれておりません。
2. 相手会社との交渉の上で決定しております。
3. 市場金利を勘案して利率を決定しております。
4. グループ通算制度の通算税効果額であります。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 21円94銭
2. 1株当たり当期純利益 0円57銭

重要な後発事象に関する注記

当社は、株式会社伊豆ドリームビレッジとの間で、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社伊豆ドリームビレッジを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことについて、2023年2月15日に当社と株式会社伊豆ドリームビレッジとの間で締結された基本合意に基づき協議し、2023年2月15日の両社の取締役会において株式交換契約（以下「本株式交換契約」という。）の締結を承認し、本株式交換契約を締結いたしました。

そして、2023年4月4日開催の臨時株主総会において、本株式交換契約について株主様のご承認をいただき、株式会社伊豆ドリームビレッジは当社の連結子会社となりました。なお、本株式交換契約の効力発生日は4月5日です。

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

伊豆シャボテンリゾート株式会社
取締役会 御中

K D A 監 査 法 人

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 濱 村 則久
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 佐佐木 敬昌
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、伊豆シャボテンリゾート株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伊豆シャボテンリゾート株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年4月5日を効力発生日として、会社を株式会社交換完全親会社、株式会社伊豆ドリームビレッジを株式会社交換完全子会社とする株式交換を実施した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

伊豆シャボテンリゾート株式会社
取締役会 御中

K D A 監 査 法 人

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 濱 村 則久
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 佐佐木 敬昌
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、伊豆シャボテンリゾート株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年4月5日を効力発生日として、会社を株式交換完全親会社、株式会社伊豆ドリームビレッジを株式交換完全子会社とする株式交換を実施した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げている事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認められます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認められます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認められます。

2023年5月26日

伊豆シャボテンリゾート株式会社 監査役会
常 勤 監 査 役 白 石 孝 誼 ㊞
監査役（社外監査役）大 筭 郁 夫 ㊞
監査役（社外監査役）結 城 昭 二 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区元赤坂2丁目2番23号
明治記念館
〔丹頂〕の間
TEL 03-3403-1171 (代表)



交通機関 JR〔中央線・総武線〕信濃町駅 下車徒歩3分
地下鉄〔銀座線・半蔵門線・大江戸線〕青山一丁目駅 下車(2番出口) 徒歩6分
地下鉄〔大江戸線〕国立競技場駅 下車(A1出口) 徒歩6分
都バス〔品97〕品川車庫前～新宿駅西口〔権田原〕 下車徒歩1分